

山形県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱

1 趣旨

「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第4条第1項第9号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定については、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」、「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習会の内容」（平成18年厚生労働省告示第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 指定の要件

(1) 山形県知事（以下「知事」という。）は、事業者の指定を受けようとする者の申請に基づき、次の要件を満たすと認められる者を一の福祉用具専門相談員指定講習会（以下「講習会」という。）ごとに指定する。

(2) 事業者に関する要件

- ① 実施主体は、法人（法人格を有しない団体であって、代表者又は管理人の定め等組織としての規約などを有するものを含む。）とする。
- ② 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ③ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ④ 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(3) 事業内容に関する要件

- ① 受講者の募集については、事業者の指定後、講習を実施する前に適切な期間をお

いて公募により行うものとし、一定の団体等に所属するものに限定して募集してはならないこと。また、受講希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。

- ② 講習が別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。
- ③ 講師が実際に講義を行う講習であること。
- ④ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
 - ア 別紙3の要件を満たす適切な人材が確保されていること
 - イ 一の講習について3名以上の講師で担当すること
 - ウ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること
 - エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること
- ⑤ 別紙1に定める講習課程については、概ね7日程度で修了することとし、地域の実情等により7日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときは、この限りでない。
- ⑥ 受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
 - ア 事業者の名称
 - イ 当該講習会を行う事業所（以下「事業所」という。）の所在地
 - ウ 開講目的
 - エ 講習会の名称
 - オ 講習会の実施場所
 - カ 講習期間
 - キ 講習課程
 - ク 講師氏名
 - ケ 修了評価の実施方法
 - コ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
 - サ 年間の開講時期
 - シ 受講手続
 - ス 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
- ⑦ 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
 - ア 施行令第4条第1項第1号から第8号に規定する者については、本講習会を受講しなくも福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること
 - イ 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の收受に関すること
 - ウ その他、講習会の内容に関する重要事項

- ⑧ 講習への出席状況等受講者に関する状況を確実に把握すること。
- ⑨ 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
- ⑩ 受講申込受付時又は初回の講義時に受講者の本人確認を行うこと。

(4) その他の要件

- ① 事業者は、事業運営上知り得た受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- ② 講習会の実施状況及び講習修了者に関する記録は永久保存すること。
- ③ 事業者は、知事から実地調査の求め又は②の記録の提出の指示若しくは照会があったときは、速やかに応じなければならない。

3 指定申請手続等

(1) 指定の申請

事業者の指定を受けようとする者は、講習の募集を開始する2か月前までに、次に掲げる事項について様式1の申請書により知事に申請するものとする。

- ア 申請者（事業者）の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地
- イ 講習会の名称及び実施場所
- ウ 事業所の所在地
- エ 事業開始予定年月日
- オ 講習会担当者の連絡先

(2) 申請書の添付書類

(1)の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同一年度内に複数回の申請を行う場合で、ウ（講師の一覧表を除く）、オからク及びシの内容に変更がないときは、2回目以降の申請書への添付を省略することができる。

- ア 講習課程（カリキュラム）
- イ 講習ごとの時間割表
- ウ 講習を行う講師の一覧表、各講師の履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（各講師の署名のあるものに限る。）、保有する資格等の証明書、及び当該講師の承諾書（講師本人の署名のあるものに限る。）
- エ 2（3）の⑥に定める運営規程
- オ 使用する教材の一覧表
- カ 修了評価の筆記試験に係る試験問題、模範解答及び採点基準
- キ 申請者の前年度の決算書、事業実施年度の収支予算書及び講習会ごとの収支予算書
- ク 申請者の概要及び資産状況
- ケ 受講料等の設定方法及び改定方法
- コ 定款、寄付行為その他組織としての規約等
- サ 募集案内等受講希望者に提示する書類

シ 暴力団等に該当しない旨の誓約書

(3) 申請内容の変更

事業者は、申請の内容を変更する場合には、知事に対し、様式2の変更届出書を、次の①から③により届け出るものとする。

① 申請者に関する事項の変更

(1) のア、ウ、オ又は(2) のコの内容を変更する場合には、(1) のアを変更する場合は法人登記簿の履歴事項全部証明書を、(2) のコを変更する場合は変更後の定款等を添付して、変更後速やかに届け出るものとする。

② 講習内容に関する事項の変更

(1) のイ、エ、(2) のアからエまで、ケ又はサの内容を変更する場合には、講習の募集開始1か月前までに届け出るものとする。

③ 講習実施中の緊急の変更

やむを得ない事情により緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で届け出るとともに、知事の指示に従うものとする。

なお、講師を緊急に変更する場合、当該科目の担当として届け出られている講師以外のものに変更することは認められないものとする。

(4) 事業実績報告の提出

事業者は、講習終了後2か月以内に、次のア及びイに掲げる事項を記載した様式3の事業実績報告書に、次のウからケまでの書類を添付して提出するものとする。

ア 開催日時及び場所

イ 受講者数及び修了者数

ウ 講習課程

エ 講習会時間割表

オ 担当講師一覧

カ 当該講習会の収支決算書

キ 修了者名簿

ク 講習の一部を受講しなかった者の名簿

ケ 出席簿の写し

(5) 事業の廃止

事業者は、事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式4の事業廃止届出書を提出するものとする。

ア 廃止の時期

イ 廃止の理由

4 講習の修了評価

講習の修了評価については、講習修了者の質の確保を図る観点から、次のとおり厳正に行うこと。

(1) 全科目の修了時に、別紙2に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術

等の修得度を評価すること。

- (2) 修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないこと。
- (3) 評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる（知っているレベル）」「概説できる（一通りの概要を説明できるレベル）」とすること。
- (4) 「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めること。

5 修了証書の交付等

事業者は、講習の全ての課程を受講し、講習の修了評価の結果別紙2の到達目標に示す知識・技術等を修得したと認められる者に対し、別紙4に定める様式に準じ、修了証書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

6 講習修了の認定方法についての留意事項

受講者が、やむを得ない事情等により講習の一部を受講しなかった場合であって、1年以内に、同一の事業者が行う講習を受講した場合においては、当該受講内容を確認した上で、講習の修了評価の結果別紙2の到達目標に示す知識・技術等を修得したと認められる場合は、事業者の行う講習会の課程を修了したのものとして差し支えないものとする。

7 指示

知事は、本事業の実施に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、その行う講習会の内容の変更その他必要な指示を行うことができる。

8 指定の取消し

事業者が、次のいずれかに該当する場合には、知事は事業者としての指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、当該講習会について、この要綱の内容の要件を満たすことができなくなったとき
- (2) 事業者が、7の指示を受けてこれに従わなかったとき
- (3) 事業者が、不正の手段により2の指定を受けていたとき
- (4) 事業者が、3の(3)及び(4)について、虚偽の内容を提出したとき
- (5) 事業者が、5の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき

9 指定等の公表

この要綱に基づき、事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表す

るものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(指定の申請期限の特例)

- 2 事業者は、3(1)に掲げる申請書について、平成18年4月1日から平成18年7月末日までの間に事業を開始しようとする場合に限り、当該事業を開始する20日前までに提出することができるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月11日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日より前に開始された講習については、なお従前の例によることができるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

別紙 1

福祉用具専門相談員講習課程

区分	科目名	内 容
講義	1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割 2時間	
	福祉用具の役割 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の定義と種類 福祉用具の役割 福祉用具の利用場面
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 福祉用具専門相談員の仕事内容 職業倫理
	2 介護保険制度等に関する基礎知識 4時間	
	介護保険制度等の考え方と仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度等の目的と仕組み 地域包括ケアの考え方
	介護サービスにおける視点 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 人権と尊厳の保持 ケアマネジメントの考え方
	3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識 16時間	
	からだところの理解 (6時間)	<ul style="list-style-type: none"> 加齢に伴う心身機能の変化の特徴 認知症の理解と対応
	リハビリテーション (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーションの基礎知識 リハビリテーションにおける福祉用具の役割
	高齢者の日常生活の理解 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活について 基本的動作や日常生活動作 (ADL) の考え方
	介護技術 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活動作 (ADL) (※) における基本的な介護技術
	住環境と住宅改修 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の住まい 住環境の整備 介護保険制度における住宅改修
	4 個別の福祉用具に関する知識・技術 16時間	
	福祉用具の特徴 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の種類、機能及び構造 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴
演習	福祉用具の活用 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉用具の選定・適合技術 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
講義	5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識 7時間	
	福祉用具の供給の仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の供給の流れ 福祉用具の整備方法
	福祉用具貸与計画等の意義と活用 (5時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順の考え方 福祉用具貸与計画等の意義と目的 福祉用具貸与計画等の記載内容 福祉用具貸与計画等の活用方法 モニタリングの意義と方法
演習	6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習 5時間	
	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成 (5時間)	<ul style="list-style-type: none"> 事例演習
合計		50時間

※ 上記とは別に、筆記の方法による修了評価 (1時間程度) を実施すること。

別紙2

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

科目	目的	到達目標	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
福祉用具の役割 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の定義について、自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 福祉用具の種類を概説できる。 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の定義と種類 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 ○福祉用具の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活動作（ADL）等の改善 ・介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解する。 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、仕事をする上での留意点を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置づけと役割 ○福祉用具専門相談員の仕事内容 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等） ○職業倫理 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具専門相談員の倫理（法令順守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等）
2 介護保険制度等に関する基礎知識			
介護保険制度等の考え方と仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解す 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 地域包括ケアの理念を概説できる。 地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 地域ケア会議の役割・機能を概説できる。 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度等の目的と仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等） ・介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等） ・介護サービスの種類と内容 ・高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度（障害者総合支援法等）の概要 ○地域包括ケアの考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの理念（住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等） ・構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）と多様な支え方（自助・互助・共助・公助）

科目	目的	到達目標	内容
	る。		<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護に関わる各専門職の役割
介護サービスにおける視点（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を身に付ける。 ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを行う際の留意点を挙げできる。 ・ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・国際生活機能分類（ICF）の考え方を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権と尊厳の保持 ・プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エンパワメント、クオリティオブライフ（QOL） ○ケアマネジメントの考え方 ・ケアマネジメントの意義・目的（人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現） ・ケアマネジメントの手順（アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング） ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類（ICF）の考え方 ・多職種連携の目的と方法（介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具体例）
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識			
からだの理解（6時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢に伴う心身機能の変化の特徴を挙げできる。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を挙げできる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえた関わり方を挙げできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ・身体機能の変化の特徴（筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等） ・心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不応等） ○認知症の理解と対応 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○リハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションの考え方と内容

科目	目的	到達目標	内容
ン (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> る。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携
高齢者の日常生活の理解 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を身に付ける。 ・基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 ・基本的動作や日常生活動作(ADL) ・手段的日常生活動作(IADL)の種類を列挙できる。 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活について ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方 ・基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等) ・日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
介護技術 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる。 ・各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活動作(ADL) (※)における基本的な介護技術 ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 ※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど
住環境と住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいにおける課題や住環境の 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいの課題を列挙でき 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の住まい ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題

科目	目的	到達目標	内容
(2時間)	<p>整備の考え方を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住環境の整備のポイントを列挙できる。 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント（トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等） ○介護保険制度における住宅改修 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等
4 個別の福祉用具に関する知識・技術			
福祉用具の特徴 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 ・基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 ・基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びその他の福祉用具 ○基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴
福祉用具の活用 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各福祉用具の選定・適合技術 ・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 ・福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点（誤った使用方法や重大事故の例示を含む） ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識			
福祉用具の供給の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の供給の流れや整備方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の供給の流れと各段階の内容を列挙できる。 ・福祉用具の整備の意義とポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の供給の流れ ・福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ ・介護保険法における福祉用具貸与事業の内容

科目	目的	到達目標	内容
(2時間)		トを列挙できる。	○福祉用具の整備方法 ・消毒、保守点検等
福祉用具貸与計画等の意義と活用 (5時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。 モニタリングの意義や方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容を概説できる。 福祉用具貸与計画等の活用のポイントを列挙できる。 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を概説できる。 モニタリングの意義や方法を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具による支援の手順の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等 ・状態に応じた福祉用具の利用事例（福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等） ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 <ul style="list-style-type: none"> ・記録の意義・目的（サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント） ○福祉用具貸与計画等の記載内容 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由その他関係者間で共有すべき情報 ○福祉用具貸与計画等の活用方法 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ ○モニタリングの意義と方法 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時の目標達成度の評価・計画変更
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習			
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作	<ul style="list-style-type: none"> 事例を通じて、福祉用具による支援の手順の具体的なイメージを得るとともに、福祉用具貸与計画等の基本的な作成・活用 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与計画等の作成・活用における一連の手順を列挙できる。 福祉用具貸与計画等の作成における主要なポイントを列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事例演習 <ul style="list-style-type: none"> ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成の演習 ・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング ※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多

科目	目的	到達目標	内容
成 (5時間)	技術を修得する		い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。

別紙3

講師要件表

科目	講師の要件
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
2 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 介護サービスにおける視点	
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリテーション	
(3) 高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(4) 介護技術	
(5) 住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

科 目	講 師 の 要 件
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤
(2) 福祉用具の活用	介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
(1) 福祉用具の供給の仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※ 講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

第 号

修了証明書

氏 名

年 月 日生

介護保険法施行令 平成十年政令第四百十二号) 第四条

第二項第九号に掲げる講習会の課程を修了したことを証

明する。

年 月 日

福祉用具専門相談員指定講習事業者名

第 号

修了証明書 (携帯用)

氏 名

年 月 日生

介護保険法施行令 平成十年政令第四百十二号) 第四条

第二項第九号に掲げる講習会の課程を修了したことを証

明する。

年 月 日

福祉用具専門相談員指定講習事業者名

様式1

年 月 日

山形県知事

〇〇 〇〇 殿

申請者 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（法人名）
（代表者名）
連絡先

福祉用具専門相談員指定 講習事業者指定申請書

「山形県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱」に基づき指定を受けたいので申請します。

記

1. 講習会の名称
2. 講習会の実施場所
3. 事業所の所在地
4. 事業開始予定年月日 年 月 日
5. 連絡先

添付書類：（1）講習課程（カリキュラム）
（2）時間割表
（3）講師一覧
（4）講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
（5）講師の承諾書及び講師の保有する資格等の証明書
（6）運営規程
（7）使用する教材の一覧表
（8）修了評価の筆記試験に係る試験問題、模範解答及び採点基準
（9）申請者の前年度の決算書及び事業実施年度の予算書
（10）当該講習会の収支予算書
（11）申請者の概要及び資産状況
（12）受講料の設定方法及び改定方法
（13）定款、寄付行為、その他組織としての規約等
（14）募集案内等受講希望者に提示する書類
（15）暴力団等に該当しない旨の誓約書

(参考様式)

講習課程 ()

科目名	内 容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割 ○時間	
(1)福祉用具の役割 (○時間)	・福祉用具の定義と種類 ・福祉用具の役割 ・福祉用具の利用場面
(2)福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (○時間)	・介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ・福祉用具専門相談員の仕事内容 ・職業倫理
2 介護保険制度等に関する基礎知識 ○時間	
(1)介護保険制度等の考え方と仕組み (○時間)	・介護保険制度等の目的と仕組み ・地域包括ケアの考え方
(2)介護サービスにおける視点 (○時間)	・人権と尊厳の保持 ・ケアマネジメントの考え方
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識 ○時間	
(1)からだところの理解 (○時間)	・加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ・認知症の理解と対応
(2)リハビリテーション (○時間)	・リハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションにおける福祉用具の役割
(3)高齢者の日常生活の理解 (○時間)	・日常生活について ・基本的動作や日常生活動作 (ADL) の考え方
(4)介護技術 (○時間)	・日常生活動作 (ADL) (※) における基本的な介護技術
(5)住環境と住宅改修 (○時間)	・高齢者の住まい ・住環境の整備 ・介護保険制度における住宅改修
4 個別の福祉用具に関する知識・技術 ○時間	
(1)福祉用具の特徴 (○時間)	・福祉用具の種類、機能及び構造 ・基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴
(2)福祉用具の活用 (○時間)	・各福祉用具の選定・適合技術 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識 ○時間	
(1)福祉用具の供給の仕組み (○時間)	・福祉用具の供給の流れ ・福祉用具の整備方法
(2)福祉用具貸与計画等の意義と活用 (○時間)	・福祉用具による支援の手順の考え方 ・福祉用具貸与計画等の意義と目的 ・福祉用具貸与計画等の記載内容 ・福祉用具貸与計画等の活用方法 ・モニタリングの意義と方法
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習 ○時間	
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成 (○時間)	・事例演習
合 計	〇〇時間

(参考書式)

講師履歴

氏名		性別	男・女	
生年月日	年 月 日	年齢	歳	
自宅住所・電話番号	電話番号			
勤務先住所・電話番号	電話番号			
担当科目		専任・兼任の別		
	担当科目を選択した理由 (特に、資格、職歴、現職と関連させて、詳細に記入すること。)	専任・兼任		
担当科目に関連する資格	(年 月取得；資格番号等)			
	(年 月取得；資格番号等)			
	(年 月取得；資格番号等)			
担当科目に関連する職歴	等学校の教員・専門学校の講師	学校名	担当科目	就業期間
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
	その他の	勤務先	業務内容	就業期間
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
	現職			
上記について相違ないことを証明します。 年 月 日 (講師署名)				

(注) 1 講師毎に作成すること。

2 学校・専門学校等の教員の「担当科目」欄については、今回の担当科目との関連が分かるようにして記載してすること。

(参考書式)

〇〇年度 第〇回（講習会名）時間割表

	時間	科目名	担当講師
月 日	〇〇:〇〇~ 〇〇:〇〇 (〇時間) 〇〇:〇〇~ 〇〇:〇〇 (〇時間)		
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

(注) 時間については休憩時間を算定すること。

(参考書式)

福祉用具専門相談員指定講習会講師一覧

担当科目	講師名	現職	資格等
福祉用具の役割			
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理			
介護保険制度等の考え方と仕組み			
介護サービスにおける視点			
からだところの理解			
リハビリテーション			
高齢者の日常生活の理解			
介護技術			
住環境と住宅改修			
福祉用具の特徴			
福祉用具の活用			
福祉用具の供給の仕組み			
福祉用具貸与計画等の意義と活用			
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成			

(参考書式)

承諾書

貴団体の行う福祉用具専門相談員指定講習会の講師を、下記のとおり引き受けることを承諾します。

記

担当時期	担当科目

年 月 日

住所

氏名（講師署名）

福祉用具専門相談員指定講習事業者名

殿

(参考書式)

当該講習会の収支予算・決算書

〇〇年度第〇回分

(単位：円)

収 支	金 額	算 出 内 訳	備 考
収 入	00,000,000		
受 講 料	00,000,000	@00,000円×00人×00回	
支 出	00,000,000		
テキスト代	000,000	@0,000円×00人×00回	
講師謝金	000,000	@0,000円×00時間×00回	
会場借料	000,000	@00,000円×00回	
.....		
.....		
.....		
差し引き収支	000,000		

(参考様式)

年 月 日

山形県知事

〇〇 〇〇 殿

申請者 住所（主たる事務所の所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）

連絡先

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私は、下記について誓約します。

また、山形県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱及び法制上の規制等全てを承知したうえ申請しますので、後日これらの事柄について山形県に対し一切の異義及び苦情を申し立てません。

なお、事業者の資格の確認のため、山形県が山形県警察本部に照会することについて承諾します。

記

自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当する者ではありません。

- （１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- （２）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（「以下暴力団」という。）又は暴力団員等を利用している者
- （３）暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- （４）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （５）暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
- （６）当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

様式2

年 月 日

山形県知事

〇〇 〇〇 殿

申請者 住所（主たる事務所の所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）

連絡先

福祉用具専門相談員指定講習会 変更届出書

年 月 日付けで山形県知事より指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習事業者として行う（講習会名）について、下記のとおり内容を変更しますので、「山形県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱」に基づき、次のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

記

1. （変更内容）

変更前	変更後

2. （変更理由）

3. （変更時期） 年 月 日

添付書類：〇〇〇〇（変更後）

担当 〇〇〇〇（連絡先）

山形県知事

〇〇 〇〇 殿

申請者 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（法人名）
（代表者名）
連絡先

福祉用具専門相談員指定講習会 事業実績報告書

年 月 日付けで山形県知事より指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習事業者として行う（講習会名）について、下記のとおり実施しましたので、「山形県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱」に基づき、事業実績報告書及び講習会修了者名簿を提出します。

記

1. 講習会名： 〇〇年度 第〇回（講習会名）
2. 開催日時： 年 月 日～ 月 日（〇日間）
3. 開催場所：山形県〇〇市・・・・・・・・
4. 講習会受講者数：〇〇名（予定〇〇名）
5. 講習会修了者数：〇〇名（うち過去の未修了者〇〇名）

添付書類：（1）講習課程
（2）講習会時間割表
（3）担当講師一覧
（4）当該講習会の収支決算書
（5）修了者名簿
（6）講習の一部を受講しなかった者の名簿
（7）出席簿の写し

担当 〇〇〇〇（連絡先）

(参考書式)

○福祉用具専門相談員指定講習会修了者名簿

修了日： 年 月 日

実施団体： ○○○○

項番	修了証番号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	郵便番号	住所	電話番号
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

様式 4

年 月 日

山形県知事

〇〇 〇〇 殿

申請者 住所（主たる事務所の所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）

連絡先

福祉用具専門相談員指定講習会 廃止届出書

年 月 日付けで山形県知事より指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習事業者として行う（講習会名）について、下記のとおり廃止しますので、「山形県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱」に基づき、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 講習会の名称
2. 廃止年月日
3. 廃止理由

担当 〇〇〇〇（連絡先）